

## ～ 活動報告 ～

### ラオス法律人材育成の課題と展望

#### —立法過程に着目して—

元ラオス法律人材強化プロジェクト

長期専門家（現横浜地方検察庁検事）

中 村 憲 一

ラオスにおいて、法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ1。以下、単に「フェーズ1」という。）に引き続き、2014年7月に開始した法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2。以下、単に「フェーズ2」という。）も開始から早くも1年以上が経過した。当職自身、フェーズ1の最後の1年間とフェーズ2の最初の1年間、独立行政法人国際協力機構（JICA）のラオス派遣長期専門家として現地に滞在し、多くの方々の助力を得ながらラオスの法・司法分野の人材育成に関わる貴重な機会に恵まれた（なお、本誌61号で、フェーズ1の概要・目標や活動、その成果と課題等、フェーズ2の形成過程、今後目指す目標や成果、さらに、2015年10月末現在までの活動状況等について紹介しているので、参照願いたい。）。

当職が派遣期間を終えて帰国し既に半年ほどが経過し、伝え聞くところでも、この間、着実にプロジェクト活動は進捗しているものと理解している（本年8月から9月にかけて教育・研修改善サブワーキンググループ（SWG）の本邦研修や司法大臣一行の招へいが、11月には刑事関連法SWGの本邦研修がそれぞれ実施され、成功裏に終わったものと承知している。）。

今回は、現地を離れ、最新の情報から遠ざかる中で、派遣当時の情報を基に、私自身の私見を述べるものであることを予めお断りしておきたい。

#### 1 2015年7月までのプロジェクトの進捗状況

まず、既に報告した2014年10月末から後のプロジェクトの進捗について若干触れておくと、フェーズ1から民法典起草に従事している民法典SWGは、フェーズ2の冒頭から精力的な活動を展開していたが<sup>1</sup>、それ以外のSWGである民事経済関連法SWG、刑事関連法SWG及び教育・研修改善SWGのいずれも、活動を活発化させつつあった。

<sup>1</sup> ただし、民法典の国民議会（国会）における審議の予定が、国の最優先課題である憲法改正の影響を受け、当初の2015年から2016年以降へと変更された。

すなわち、民事経済関連法 SWG では、経済紛争解決法を対象法令として選択し、必要に応じて経済紛争解決センターから職員を招きながらチャート及びハンドブックの作成を進めた。また、刑事関連法 SWG では、刑事訴訟法（特に捜査段階）を対象法令として取り上げ、途中、捜査機関職員 5 名、弁護士 2 名を新たにメンバーとして迎え<sup>2</sup>、捜査段階に関する Q&A 集の作成を進めた。さらに、教育・研修改善 SWG では、「プロセスとしての法律家養成」を意識しつつ、法学教育・法曹等研修機関におけるカリキュラムの改善に向けた相互の情報共有を進めるとともに、適法な捜査手続の実現という国の喫緊の課題を踏まえ、ラオス南部・北部において、捜査手続の実情を探りつつ、フェーズ 1 で作成したチャート及びハンドブックを用いた普及活動を行った。

## 2 法律制定に関する法律と立法の現状

このようなプロジェクトの活動を進める中で、まずは法の運用面の問題に直面することが多く、その改善（人材育成を含む。）に向けて精力を傾けることになるが、同時に、主に民法典の起草を通して、あるいは、国連開発計画（UNDP）が主に支援し JICA も含めた他ドナーが協力する刑法典起草を通じ、さらには、他の様々な活動に関わる中で、ラオスの立法過程の問題点を感じる場面が多々あった。

立法に関しては、2003 年改正ラオス憲法がその枠組みを定め、さらに、2012 年に国会で承認されて成立した「法律制定に関する法律」が立法手続の詳細を規定している（プロジェクトの長期専門家である川村仁氏がプロジェクト活動のために翻訳した同法律の試訳を、同氏の了解を得て、本稿末尾に掲載する。）。

立法の手続の詳細については、後掲の「法律制定に関する法律」（以下「法制法」という。）の内容を確認いただきたいが、法制法は、全体として、立法過程における情報公開や関連機関・国民からの意見聴取に配慮するなど、透明性の確保に配慮し民主的な観点を取り入れた法律と評価できよう。

法制法は、憲法、法律、その他下位法令の制定・改正について規定しているが、ここでは法律の制定の手順を取り上げて確認すると、法制法 19 条等によれば

- ①法律の制定と改正計画の立案<sup>3</sup>
- ②法律の草案起草

---

<sup>2</sup> 当初、捜査機関職員を参加させることに難色を示すメンバーも少なくなかったが、本年 5 月に開催した合同調整委員会（Joint Coordination Committee: JCC）において、プロジェクトからも参加を強く促し、副長官クラスから賛同する旨の意見が出たこともあり、一気に参加させる方向で話が進んだ。実際に、新メンバーが加わった会合では、新たな視点をもたらされるとともに議論が活発化しており、今後、新メンバーを通じて活動の効果がより一層波及することが期待される。

<sup>3</sup> 国会の会期と連携した 5 か年計画と年毎の計画とがある（法制法 20 条以下）。

法案起草の責任を有する組織<sup>4</sup>は、副大臣等が委員長を務める法案起草委員会を設置する（法制法 31 条）。

同委員会は、関連部局等に草案と質問を送付して意見を聴取するほか、草案、草案提案書及び影響評価書を政府あるいは自身のウェブサイトにも最低でも 60 日間掲載し、一般市民と全ての分野の人が草案の内容に対し意見を付すことができるようにしなければならない（法制法 36 条）。

なお、法案起草の責任を有する組織は、草案等を国会の開催日から少なくとも 120 日前までに司法省に提出する（法制法 40 条）。

### ③司法省による草案の整合性の審査

司法省は、草案の整合性の審査<sup>5</sup>をした上、草案等を国会の開催日から少なくとも 90 日前までに政府（内閣）に提出する（法制法 42 条）。

### ④内閣による草案の検討

内閣は、解決されていない問題を中心に草案に検討を加え、国会の開催日の少なくとも 60 日前までに草案を国会常務委員会に提案する（法制法 47 条）。

### ⑤国会による草案の検討と承認

国会常務委員会は、国会本会議の日から 20 日間以内に、承認した法律を国家主席に対し公布の検討のため提案する（法制法 57 条）。

### ⑥国家主席による法律の公布

国家主席は、国会から法律を受け取った日から数えて遅くとも 10 日以内に法律公布の国家主席令を発付することを検討する（法制法 58 条 1 文）<sup>6</sup>。

### ⑦法律の発効

公布された法律原本は、公布された日から数えて 5 日以内に関係の国家組織に送られ、同組織は、受け取った日から数えて 10 日以内に官報<sup>7</sup>に掲載しなければならない（法制法 80 条 3 項）。

<sup>4</sup> 法律起草の責任を持つ組織として、i) 国家主席、ii) 国会常務委員、iii) 政府、iv) 最高人民裁判所、v) 最高人民検察院、vi) ラオス建国前線と中央大衆組織がある（憲法 59 条、法制法 18 条）。ここでは、内閣が提案する法律を念頭に手続を確認する。

<sup>5</sup> 司法省内では、従来、主に法律局がこれを担当してきた。期待される機能としては、日本の内閣法制局のそれに近いものと思われる。

<sup>6</sup> その期間内に、国家主席は、国会常務委員会に対し再検討を提案する権限を有する。もし、国会が、該当の法律を以前のまま合意・保証する場合には、国家主席は、国会常務委員会から保証書類を受け取った日から数えて 15 日以内に交付しなければならない（法制法 58 条 2 文、3 文）。

<sup>7</sup> ラオスには、USAID の支援で司法省が立ち上げた Web 官報のホームページ（<http://www.laoofficialgazette.gov.la/index.php?r=site/index>）が存在する。なお、これとは別に、ラオスの法令が掲載されたホームページとしては、国会のホームページ（<http://www.na.gov.la/>）のほか、リーガルセクター・マスタープラン（LSMP）の活動の一環で立ち上げたもの（<http://www.laos-lsmp.gov.la/en>）が存在する。

公布された法律は、官報に掲載された日から数えて15日後に発効する（法制法80条1項）。

といった段階を踏む。

しかし、現実のラオスの立法経過に触れると、こうした具体的かつ詳細な法律の規定が存在する一方で、様々な問題が存在することに気付かされる。例えば、その中で当職がしばしば感じるものがあつたものを列挙すると

- ・5か年計画ありきで起草を行うためか、起草を開始する当初の段階で制定・改正の必要性や目的について十分な議論がなされず、実際に起草を担うテクニカルチームのメンバー間に必ずしも共通認識が醸成されないまま立法ないし法改正が進められることがある（前記①に関連）。
- ・これとも関わるが、計画で取り上げられた法律の制定・改正に目が向くためか、法制法10条では複数の法律の同時改正も可能であるとされているのに、実際には当該法律の制定・改正だけが進められ、関連する法令との矛盾が置き去りにされることがある（全過程に関連）。
- ・これとは逆に、国際条約を締結する一方で、立法計画に上がっていないこともあつてか、国内法における対応策が講じられないままになることがある（全過程に関連）。
- ・意見聴取のためのウェブサイトに関しては、草案のみならず、法案提案書や法令の影響評価書を掲載することとされているが（法制法36条2項）、現実には、草案だけが掲載され、法案提案書や法令の影響評価書が掲載されていない（前記②に関連）。
- ・現場レベルないし実務家から十分な意見を吸い上げ、現場ないし実務において真に運用可能な草案を起草しているか疑問を感じることもある（前記②に関連）。
- ・過去の法律の制定・改正時に議論した内容や検討の経過が記録として残っておらず、経験豊富な幹部職員の知識と経験に依存せざるを得ない一方、その反省を踏まえた立法過程における記録の蓄積は未だ行われていない（前記②に関連）。
- ・法制法は、各機関ないし段階毎に期限に関する詳細な定めを設けているが、必ずしも順守されていないように見受けられた（全過程に関連）。特に、公布・発効に関しては、国会の審議を経た後、Web等に掲載されないまま、法律によっては半年ないし1年間ほどあらゆるルートを通じても内容の把握ができないことがこれまでにあつた（前記⑥⑦に関連）<sup>8</sup>。

<sup>8</sup> これとも関連するが、法制法80条4項は、法制法以前に発効した法令については、2013年1月1日から数えて2年以内に関連の国家組織に送り、官報に掲載しなければならないが、もし期間内に官報に掲載されない法令は以降無効とみなすとの規定が置かれている（法制法80条）。これは法律より下位の法令も対象になっているが、現実には掲載されていない下位法令は相当数あるものと思われる。

などといったものが挙げられる。

### 3 立法過程に着目した場合の人材育成の今後の課題と展望

フェーズ2の民法典SWGでは、起草委員とテクニカルチームが一体となり、JICA長期専門家チームも常に彼らに寄り添い法案の起草を進めているが、その活動の中で、これらの問題点を克服すべく尽力している。すなわち、制定の目的を明確にしつつ、国際条約にも配慮し、法案の起草と並行して草案提案書等を作成し、また、実務家からも丁寧なヒアリングを行い、法定の期間を順守しつつ、民法典が制定できるように努めている。その一方、民法典自体が相当数の条文になるだけに、現実には、関連するであろう法律を同時に制定・改正することは容易でないだろうと思われる。いずれにしても、その過程で、民法典SWGのメンバーが得た知識や経験がその後の立法等で活かされることが大いに期待される。

当職の在任中、民法典の条文は700条近くに及ぶことになると言われていたが、その正確な数はともかく、民法典がラオス民主共和国の法制史の中で最も条文数が多い法律となるのは間違いなく、その過程で得られる教訓は多岐にわたるだろう。そのように民法典の起草過程で得られた教訓からメタルールを抽出し、まとめ、今後の起草に活かすとともに、必要があれば法制法の改正につなげることは、立法過程の改善と、これに携わる法律人材の育成にとって、重要であるのみならず不可欠であると思われる。しかし、民法典制定後にその執務参考資料の作成をも予定している当プロジェクトのフェーズ2の期間中に、こうしたメタルールをまとめて他の法令に活かせるところまでたどり着くことは必ずしも容易ではない。

現在ラオスの司法大臣を務めるブンクート・サンソムサック氏は、特に司法省職員の法律の起草ないし審査の能力が十分でないとの認識の下、主に法律の適合性を判断する「法律局」とは別に、下位法令の整合性の審査等を担う「法制局」を新設するとともに、職員の研修等を充実させてその能力の向上を図りたいとの意向を持ち、この点に関しても日本の協力を得たいと強く希望されていた。そのほか、国会の法律委員会のダウォン・ワンウィチット委員長も、司法大臣とも共通するが、日本の支援を得つつ、国会の立法能力の向上を図りたいとの期待を寄せていた。

まずは、ラオス側で、民法典起草や、同時期に並行して進められている刑法典起草から得られた教訓を抽出し今後の立法に役立てる努力をしてほしいと願っているが、少し気は早いかもしれないものの、日本の次の支援の在り方として、こうした立法過程の改善に協力することがあっても良いのではないかと感じている次第である。その前提として、民法典起草を始めとする現行プロジェクトの活動が、引き続き活発に行

われることを期待したい。

末筆ながら，この場を借りて，当職のラオス派遣中，お力をお貸しくださった関係者の皆様に改めて感謝する次第です。ありがとうございました。



ラオス人民民主共和国

平和 独立 民主 統一 繁栄

国会

19号/国会

ヴィエンチャン 2012年7月12日

## 法令制定に関する法律

### 第I章

#### 一般規定

#### 第1条 目的

本法律は、法令制定と法令改訂に、効率性、透明性、全国における統一性を持たせるために、法令制定の原則、規則、手順を定めており、法令の内容が質が高く、完成した、容易に理解でき、履行が可能で、国の実情に合致しており、国際社会および地域と統合でき、国民の国民による国民のための法治国家の建設の一翼を担う内容にするためのものである。

#### 第2条 法令の制定

法令<sup>1</sup>とは、社会関係を規定する法律類の文書であり、一般的また特定の効力をもち、中央と地方の国家の権限機関によって起草され、承認採択され、公布される。

法令の制定は、中央また地方の国家権限機関による法令起草の活動であり、準備から、情報聴取、執筆、採択の検討と法令の公布までを含む。

法令の制定は法令の改正を含む。法令の改正とは、追加、合致しない内容、原則を削除あるいは変更することである。

#### 第3条 法令の種類

法令は以下のように2種類から成る。

- 1 一般効力を持つ法令
- 2 特定効力を持つ法令

<sup>1</sup> 法令（ラオス語：ニティガム）憲法、法律から以下村規則まですべての呼称であり、「法令」と訳している。

#### 第4条 一般効力を持つ法令

一般効力を持つ法令とは、国家を統治するため、経済と社会を統治するために発布する法令で、個別の組織あるいは個人を特定することなく、全国で、あるいは確実な一部地域で効力をもつものである。

一般効力をもつ法令は以下から成る

1. 憲法
2. 法律
3. 国会決議
4. 国会常務委員会決議
5. 国家主席令
6. 政府<sup>2</sup>令
7. 政府決議
8. 首相の 命令、決定
9. 大臣、政府に属する組織の長の 命令、決定、通達
10. 県・都知事の 命令、決定、通達
11. 郡長、中心郡の長の 命令、決定、通達
12. 村の規則

国際条約は、特定法令の規則に従って遵守しなければならない法令の一つである。

#### 第5条 特定効力をもつ法令

特定効力をもつ法令とは、個別の組織あるいは個人を特定し、統治管理の業務を受け入れるために発布する法令である。

特定効力をもつ法令は以下から成る。

1. 法律の公布に係る国家主席令
2. 表彰、役職への任命、特定の業務に関する国家主席令、政府令、決定
3. 告示

#### 第6条 法令制定にかかる政策

予算、車両や備品を提供し、また法律面での人材を育て、少しずつ法治国家建設に参加することで、国を守り、社会を守るためにすべての分野で十分に制度的な法令制定が成立するように国は推進する。

国は、法令起草案の内容をより充実させるため、広く政府また民間の、個人、法人、組織が法令の草案に意見をつけることを推進する。

国は、すべての分野、社会すべてが、発効した法令等を厳しく尊重し、遵守することを推進する。

---

<sup>2</sup>このラオス語は「ラタバーン」で、「政府」と共に「内閣」も意味する。そのため、内閣令、内閣決議、と訳すこともできる。以前「首相令」と呼ばれていたものがこれにあたる。

## 第7条 法制定の基本原則

法令の制定と改正は以下の基本原則に従って行なう。

1. 政策、憲法、法律、経済社会分野の現状に合致すること；
2. ラオスが加盟した国際条約と国際契約に合致すること；
3. その組織が権限を持っている範囲で法令を発すること；
4. 法令制定と改正の計画があり、手順に従っておこなうこと；
5. 透明性、公開性を保証し、関係の部門と調整し、民主的に広く意見を聴取すること；
6. 国家的、学問的また大衆的であることを保証すること。

## 第8条 意見の聴取

内部または外部、国家または民間に関わらず個人と組織は法令の草案に対し、指定された時間と方法に従って、担当の組織に送付することで、意見を提出する権利を有する。

起草担当の組織は、法令、例えば憲法、法律、各種令の草案を、ウェブサイト、印刷メディアあるいはその他の方法で掲載しなければならない。それにより国民が最低 60 日間は簡単に情報にアクセスできるようにしなければならない。それによって意見を提案しやすくするためである。しかし、緊急で必要性があるとき、また各種決議や本法律の中に規定してある法令の場合はその限りでない。

## 第9条 法令の整合性

新たに制定する法令は、より高位の法令との整合性を保障しなければならない。もしすでに発効したか新たに起草された法令の規定が、ラオスが批准した関連の国際条約あるいは国際契約の規定に矛盾する場合には、国際条約あるいは国際契約にしたがうこととし、早急にその法令を改正あるいは修正しなければならない。

もし法令同士が矛盾している場合、より高位の法令に従う。もし同位の法令同士が矛盾する場合、新しく発効した法令に従って執行する。もし同位の法令が同じ論点で矛盾がある場合、その論点に特定した法令を使用する。

## 第10条 複数の法律の同時改正

内容的にはそれほど大量でないが、複数の法律を同時に改正する必要がある場合、一つの法律としてまとめて改正することができる。それを「法改正に関する法律<sup>3</sup>」と呼ぶ。

## 第11条 法令制定の言語

---

<sup>3</sup>最近では、刑法 146 条と麻薬法 75 条、76 条の改正法（2013 年）の例がある。

法令に使用される言語は、ラオス語でなければならない。法令で使われる用語、文章、口語は、確実な意味、明快、適切で、理解しやすくなければならない。もし専門用語を使う場合には、その用語の解説を記載するか、必要があれば外国語で記載する。

## 第12条 法令の外国語訳

すでに発効した法令について外国語に翻訳し、普及また情報として利用できる。個人、法人、組織は自分の翻訳に責任をもつ。

## 第13条 本法律の適用範囲

本法は、本法の第4条に規定されている一般効力のある法令の制定と改正についてのみ適用される。

本法は、人民裁判所、人民検察庁の事件訴訟手続に関する法令と特定効力のある法令には適用されない。

## 第14条 国際協力

国は法令の制定に係る、経験の交換、情報、セミナー、知識レベルの向上、専門的能力、支援を通して諸外国、地域、国際社会との関係、協力を推進し、法令制定実務、ラオスが加盟する国際条約と国際契約の履行の能力向上を目指す。

# 第II章

## 憲法の制定と改正

### 第15条 憲法の制定と改正

憲法とは、国家の基本法であり、国会のみが制定、改正の権利を有する。

憲法の制定、改正においては、一般の法律の制定、改正よりもより広範に、国家レベルの委員会の設置、情報の聴取と国民からの意見聴取と相談が必要である。

憲法の制定と改正に係る手順の詳細規定は、国会が定める。

### 第16条 憲法の制定と改正の承認

憲法の制定と改正には、国会の全議員数の少なくとも三分の二の賛成が必要である。

# 第III章

## 法律の制定と改正

### 第17条 法律

法律とは、その分野の権限をもつ組織によって制定される法令であり、国会によって承認され、国家主席によって公布される。法律には、多数の分野あるいは単一の分野の社会関係の改良のための原則、規則と方法が規定され、全国すべての地域で効力を有し、長期にわたり適用される。

### 第18条 法律の草案を提案する権限を有する組織と個人

法律の草案を提案する権限を有する組織と個人は以下の通り。

1. 国家主席
2. 国会常務委員
3. 政府
4. 最高裁判所
5. 最高検察庁
6. ラオス建国前線と中央大衆組織

### 第19条 法律の制定あるいは改正の手順

法律の制定あるいは改正は以下の通りの手順に従っておこなう。

1. 法律の制定と改正計画の立案
2. 法律の草案起草
3. 司法省による草案の整合性の審査
4. 内閣による草案の検討
5. 国会による草案の検討と承認
6. 国家主席による法律の公布

## 第1章

### 法律の制定と改正の計画立案

### 第20条 法律の制定と改正の計画立案

法律の制定と改正の草案を提案する権限をもった組織と個人は、明確に法律制定と改正の理由、必要性、目的、予想、適用範囲、制定と改正についての要望と必要な条件、同時にその他の提案などを規定することで起草と改正の計画を立案することが必要で、それを国会の常務委員会に提出し検討をする。

個人、法人また組織は、何か特定の法律の起草と改正に関し、その法律を起草する権限をもつ組織と個人に対し、意見を提出する権限を有し、その意見を法律の制定と改正計画の中に記載してもらうことを検討してもらうことができる。

## **第 21 条 法律の起草と改正計画の種類**

法律起草と改正計画は、五ヵ年計画と年毎の計画からなる。

法律起草と改正の五ヵ年計画とは、各国会の初回会期において合意承認される計画である。

法律起草と改正の年度計画は、国会の常務委員会が、すでに承認された五ヵ年計画の基本の上に、法律の起草と改正を提案する権限を有する組織と個人の申し出に基づき年度ごとに合意する計画である。

## **第 22 条 法律起草と改正の計画提案**

法律起草担当の組織は、自分の組織の法律起草と改正の五ヵ年計画をつくと同時に、その法律起草と改正の理由、必要性、法律の目的、得られる利益、資源と執行のメカニズムを提案書として、各国会の第 4 年次の 9 月 1 日以前に司法省に提案し、研究、審査、まとめを経て内閣に報告される。

内閣は検討後、法律起草と改正計画を国会の常務委員会に対し翌年の 1 月中に提案する。

最高裁判所、最高検察庁、ラオス建国前線と中央大衆機関は自分の組織の法律起草と改正計画を立案後、各国会の第 4 年次の 9 月 1 日以前に内閣に提出し、内閣の意見を文書として添付したうえで、国会常務委員会に提案する。

## **第 23 条 法律起草と改正計画の審査**

法律の草案を提案する権限を有する組織から法律起草と改正の計画を受理した後、国会常務委員会は、国会法務委員会に、他の関係する国会の委員会と調整の上で、計画を審査し、その後常務委員会に報告させる。

## **第 24 条 法律の起草と改正計画の提案と検討**

国会常務委員会は法律の起草と改正五ヵ年計画を取り纏めたうえで、各国会の第 1 回に提案し検討、承認を得る。

法律起草と改正の年度ごとの計画については、すでに承認された法律起草と改正の五ヵ年計画に従い、また法律起草と改正の提案権限を有する組織からの提案に基づき国会の常務委員会が合意する。

## **第 25 条 法律起草と改正計画の変更**

法律起草と改正計画を変更する必要がある場合には、法律草案を提案する権限を有する組織と個人からの提案に基づき、国会常務委員会が検討、合意する。

国会常務委員会は、法律起草と改正計画の変更について、国会の翌会期に本会議にて報告しなければならない。

## 第 26 条 法律起草と改正計画の履行

国会常務委員会は、すでに国会の承認を得た法律起草と改正の五ヵ年計画と年度ごと計画を、内閣とそれ以外の法律起草をする権限を有する組織と個人に通知する。

内閣は政府の関係の組織にその法律の起草と改正を委任する。司法省は、その起草と改正計画履行が規定の時期に間に合うよう、計画の履行の推進、追跡、審査を行なう。

## 第 2 章

### 法律の草案起草

## 第 27 条 法律の草案起草の責任を持つ組織

法律起草の責任をもつ組織とは、本法の 18 条の規定に従い法律の草案を提案する権限を有する組織のことである。政府の中の法律起草に責任を持つ組織とは、省、政府に属する組織であり、国家主席の法律起草の責任をもつ組織とは、国家主席府である。

## 第 28 条 法律起草の責任を持つ組織の権限と役割

法律起草の責任を持つ組織は、以下の権限と役割を有する。

1. 自身の責任の範囲において法律の起草と改正の計画を立案し、同時にその業務に必要な予算案を立案する。
2. 自分の組織に法制局（法律局）を設置する。
3. 法律の起草委員を任命する。
4. 法律起草委員に対し、政策的な指導を行なう。
5. 法律起草委員の提案による活動計画と予算計画を検討、承認する。
6. 法律起草委員の提案する草案の構成と内容について検討する。
7. 草案と同時に、相談したい論点（問題）を内閣に提出する、あるいは内閣からの意見を求める。
8. 政府の責任下にある草案の場合には、国会の本会議に草案を提案するために、草案の防御のための担当委員を任命するように首相に提案する。
9. 自分の責任の法律について、その履行状況を評価する。

## 第 29 条 法案の起草

法案起草の責任をもつ組織の法案起草は以下のように執行する。

1. 法案の起草についての政策を定める。
2. 草案起草の委員会を任命する。
3. 情報聴取と研究。
4. 草案の内容を執筆する。
5. 意見を聴取する。
6. 法案について提案書と影響評価書をつくる。

新しい法律の起草は、時には現在すでに発効している法律の同様の問題あるいは範囲において、一部の規定を変更したものもありうる。それは、法律の整合性を保証するため、あるいは執行の迅速さを保証するためである。

### **第 30 条 法律草案起草の政策規定**

法律起草責任の組織は、法案起草委員会のために、法案の起草と改正についての政策を規定するのをはじめ、方向性、原則、政策、変更の範囲を定める。

### **第 31 条 法案起草委員会の任命**

法案起草の責任を有する組織は、法案起草委員会を設置するが、副大臣または組織の副長を委員会の委員長とし、法制局の長と関係する業務の専門官を何人かを委員として、計画に定めた期限までに起草と改正が終了するようにする。もし起草する法律がいくつかの業務分野に関わるときには、それぞれの関係局の代表を委員に含める。

法律起草の責任組織の法制局（法律局）は、法案起草、改正、広報普及、自分の責任下の法律の履行評価のための参謀となる。

国会が責任の法律の場合には、国会の常務委員会が法案起草委員会を任命する。

### **第 32 条 法案起草委員会の権限と役割**

法案起草委員会は以下の権限と役割を有する。

1. 起草委員会の活動の計画と予算案を作成し、法案起草責任組織に提案し、検討、合意する。
2. 情報の聴取、研究、法案の内容の政策とその他の問題点を取り纏める。
3. 法案の全体の構成と内容を執筆する。
4. （法案についての）相談の会議を開催したり、ウェブサイトや印刷物などに草案を掲載し、意見を聴取する。
5. 草案を関連の部局や場所に送付し、意見を求める。
6. 法案の内容に関係する知識や経験をもつ国内外の専門家の意見を求める。
7. 法案に対しての個人、法人と組織からの意見を取り纏め、検討する。
8. 法案についての提案書と影響評価書を作成する。
9. 定期的に法案の起草活動と進捗を法案起草責任の組織に報告する。
10. 任命内容に従って、その他の権限と役割を執行する。

### 第 33 条 法案の構成の規定

法案起草委員会は司法省と調整をして、法案の構成と内容の第一案についての意見を統一しておく。その後本法に定められた手順に従って法案の内容の執筆をおこなう。

一般的には、法律案は、編、章、条から構成される。

法案の編あるいは章は以下のような内容から成る。

1. これから制定する法律の目的、政策、原則一般規定をさだめた「一般規定」
2. その問題の保護、解決、推進のために、重要な問題となる法律の内容は必ず記載する。
3. 「最終規定」これは法律施行と発効の役割を持つ者を定め、同時にその法律によって廃止される規定や条文等を定める。

### 第 34 条 情報聴取と研究

法案起草委員会は以下に関連する情報を聴取、研究する。

1. 法案に関連する政策、すでにある法令
2. 法案に関連する法律とその他の法令の執行状況
3. 現在の経済社会の現実、法案の主なる内容に係る社会関係の状況
4. ラオスが加盟する国際条約と国際契約、外国の経験

### 第 35 条 法案の内容執筆

法案起草委員会は、司法省と意見統一したうえ、合意した構成にしたがって草案の執筆を行なう。内容の執筆については、明快、明瞭、簡潔、ぴったりと、確実な意味をもつ用語を使用し、分かりやすくそして、履行できるように執筆する。テクニカルあるいは専門的用語を使用する場合には、法案の中に用語の説明をすること。

第一次の草案執筆が終了した後、起草委員会は法案起草責任の組織に、検討と指示をうけるために提出する。

### 第 36 条 意見の聴取

法案起草責任組織の長の合意を受けた後、起草委員会は関係部局、地方行政組織、と関連組織に草案とともに詳細な質問を送付し、その組織の責任と関連する論点についての意見を聴取する。たとえば財務省、内務省とすると、（財務省は）経理や財務、（内務省には）組織に関わる事項を保障するためである。関連の組織は意見を必ず文書の形にして、草案を受取った日から数えて 15 日以内に起草委員会に送る。

それ以外にも、起草委員会は意見聴取のための会議を開催しなければならない。また、本法の 38 条、39 条の規定に従って、起草案の内容すべてと草案提案書、法令の影響評価書を政府あるいは自身の

ウェブサイトにも最低でも 60 日間掲載し、一般市民とすべての分野の人が草案の内容に対し意見を付けられるようにしなければならない。

草案の起草委員会は、それらの意見をまとめたうえで、草案の改訂を検討する。

### 第 37 条 法律起草委員会会議の議事録

法律起草委員会は、毎回の会議の重要な論点について、例えば政策、原則、用語、時間の規定やそれ以外野重要な問題についての研究と相談の議事を記録しておくことが必要である。

### 第 38 条 法案提案書

法案提案書とは、法律起草における研究の報告書のことであり、その内容は、以下のものから成る。

1. それまでの状況と解決しなければならない問題点
2. 法律起草と法律改正の、目的、理由、必要性。
3. 全体構成といくつかの重要な条文についての説明
4. 資源、メカニズム、執行する機関
5. 法律から期待される効果

法律の改正の場合には、上記に定めた内容のほかに、これまでの現行法の執行における評価についての内容をふくめなければならない。

### 第 39 条 法律起草の影響評価書

法律起草の影響評価書とは、法律の新規起草あるいは改正に伴って生じるであろう、法律面と財務面での影響についての研究報告書のことである。法律起草の影響評価の作成については、特定の規則のなかに定める。

### 第 40 条 司法省への草案の提出

草案についての意見聴取と改訂を終えたのち、法律起草の責任組織は、その草案を草案提案書、法律起草影響評価書と共に、国会の開催日から少なくとも 120 日前までに司法省に提出し、草案の整合性とテクニカルな点を司法省が審査する。

## 第 3 章

### 司法省による草案の整合性の審査

## 第 41 条 法律面の整合性の審査

法律起草の責任組織が審査のために提出した草案については、本法の 38 条 39 条に定めのとおり草案提案書と法律影響評価書が同時に提出されている場合に限り、司法省はそれを受理する。

草案の全体構成から、編、章、条の構成、また整合性の審査について、司法省は、草案を受理した日から数えて 15 日以内に、草案の研究と審査を全面的詳細におこなう。もし明確でない部分がまだあると見えるときには、司法省は、文書で意見をつけ、草案を担当の起草責任組織に送り返し、再度検討を行なわせる。責任組織は司法省からの意見をうけとってから 15 日以内に司法省に草案を送り返す。

法律面での整合性の審査においては、草案起草の追跡のために、国会の法務委員会と関連の委員会の代表の参加が必要である。

もし草案が、基本的な内容は十分であると見られるときには、司法省は起草委員会と関連の組織と協力の上、その草案を政府に提出する前に、見解の統一を図るために改訂、監修をおこなう。

## 第 42 条 政府への草案の提出

司法省による審査を通過したのち、司法省は草案と草案の準備状況にかかる報告書、まだ見解が統一されていない問題、指導を求めたい点、問題解決の選択肢と共に、草案提案書と法律草案の影響評価書を、国会の開催日から数えて少なくとも 90 日前までに政府（内閣）に提出する。

## 第 4 章

### 政府による草案の検討

## 第 43 条 内閣会議の前の準備

本法の 42 条に定められている書類と共に草案を受理した後、内閣府は政策、いまだ見解が統一されていない問題、指導を求められている点について検討し、内閣定例会議の議題にあげる。

上記にのべた問題について、必要がある場合には、内閣府は関連組織、シニア、専門家との相談の会議をひらくことがある。

内閣府は該当の草案と関連の書類を、内閣と関連の人々に、内閣定例会議の少なくとも 7 日前までに送る。

## 第 44 条 内閣定例会議での草案の検討

法律起草の責任組織の長が、内閣定例会議において内閣に検討を求めるための提案者となる。

内閣定例会議においては、未だ見解の統一していない問題、新しい政策と原則について深く検討する。

内閣定例会議での草案の検討には、国会の法務委員会、その他の委員会、関連するその他の組織等の参加もありうる。

内閣定例会議で、合意また草案の改訂の指示があった場合には、法律起草責任組織が中心となり、司法省と調整をしながら、緊急に改訂をおこない、その後国会への提出のために内閣に送付する。

#### **第 45 条 草案の防御委員の任命**

内閣総理大臣は、法律起草責任組織の提案にもとづき、国会への草案の提案と防御のための防御委員を任命する。

防御委員は以下から構成される。

1. 法律起草の責任組織の大臣あるいは副大臣、長官あるいは副長官が委員長になる。
2. 司法省副大臣が副委員長になる。
3. 内閣府副長官が委員となる。
4. 法律草案起草委員が事務局となる。

最高裁判所、最高検察庁、ラオス建国前線、その他の中央大衆組織の場合には、国会の常務委員会が草案の防御委員会を任命する。法律起草責任組織の長が委員長に、司法省副大臣が副委員長に、法令の草案に関連する組織の副長官が委員となる。

#### **第 46 条 草案防御委員会の権限と役割**

草案防御委員会は、以下のように権限と役割を有する。

1. 法令の草案に係る情報、政策、原則とその他の問題を準備する。
2. 国会で草案について簡潔に提案をする。
3. 国会において、草案の防御、説明、国会議員からの質問への返答をおこなう。
4. 国会における意見にしたがって、草案の改訂と監修をおこなう。

#### **第 47 条 内閣から国会常務委員会への提案**

内閣は、国会の開会日の少なくとも 60 日前までに法律の草案を国会常務委員会に提案する。

#### **第 48 条 その以外の組織の国会常務委員会に対する草案起草と提案**

最高裁判所、最高検察庁、ラオス建国前線、中央大衆組織の法律の草案起草と提案は、本法の第 III 編第 2 章に定めがあるように、内閣による起草と提案と同様におこなう。その後、司法省と調整のうえ、必要がある場合、例えば国家予算を使う場合、組織の拡大あるいは新設の場合、には内閣の意見をつけたうえで国会常務委員会に提出する。

国会の常務委員会自身による起草の場合には、本法の 29 条に定めに従って、執行する。ただし司法省による整合性の審査と政府による検討は省略される。

### **第 5 章**

## 国会による草案の検討と採択

### 第49条 草案の審査の委任

国会常務委員会は、内閣からの法律の草案を受理したのち、国会の法務委員会とその他の関連委員会に草案の全面的審査を委任し、その後、国会常務委員会に検討のために報告させる。

### 第50条 審査内容

国会の法務委員会と関連の委員会の草案の審査は、以下の主な項目に従っておこなう。

1. 草案の必要性、目的、ねらい、適用範囲
2. 草案と、国家の政策方針との整合性
3. 憲法とその他の法律との整合性。またラオスが批准する国際条約と国際契約との整合性。
4. 法令の起草の手順の執行
5. 政府が提案した問題点、戦略的問題点、見解統一されていない問題点、新しい政策、原則。
6. その法律の実施可能性。

### 第51条 草案の審査

草案の審査は以下のように実施する：

1. 草案の種別に従って、一回あるいは複数回審査をおこなう。
2. 指導を求めるための国会常務委員会への草案の提出に際しては、最初の審査の結果報告書、未だ統一していない意見、それと関連の国会の委員会の意見がなければならない。
3. 国会での検討をしてもらうために、国会常務委員会からの合意許可をもらうために提案される草案には、関連の国会の委員会による全面的な審査の報告書がなければならない。

### 第52条 草案に関する公聴会の開催

国会の常務委員会は、合意の上で国会議員と選挙区ごとの国会議員役員を対象にした公聴会を開催し、会議の内容、範囲また時間を指定して草案に意見を求める。

国会本会議に検討のために草案を提案する前に、草案の改訂のために、自らの業務支援する機構を通して、国会常務委員会が公聴会を進行した国会議員と選挙区ごとの国会議員役員の意見を集約する。

### 第53条 国民との法律草案の協議

もしその法律草案が多くの分野の業務と関係する、あるいは国民の権利と利益に直接に関係すると思われるときには、国会常務委員会は、合意の上草案について国民と相談協議する。

本条第1項の定めに従って、国会常務委員会が草案の国民との相談について、内容、範囲、時間を定める。

国会本会議に検討のために草案を提出する前に、草案の改訂のために自らの支援機構を通じて、国会常務委員会が指揮し、国民からの意見をまとめる。

#### **第 54 条 国会本会議での法律案の検討**

国会は法律案を本会議において 1 回のみ検討する。ただし、国会本会議で承認されなかった法案の時、あるいは国会にまず意見を聴くために提案された法案の場合をのぞく。その場合には、法律の起草責任組織は、国会本会議の意見に従って改訂し、次回以降の国会に提案する。

#### **第 55 条 本会議での法案の検討の手順**

国会本会議での法案の検討は以下の手順でおこなう。

1. 法案の防御担当委員長が法令の起草と改正について提案する。
2. 国会議長が法案の研究と意見について指揮をとる。
3. 国会議員が意見をつけ、また質問をする。
4. 防御委員会は、説明し、疑念を解決し、国会議員の提起した質問について返答する。
5. 意見の統一が図られていない難しい問題点については、投票をする。
6. 国会議長は、まとめの意見を述べ、法律の防御担当委員会に国会の意見に従って改訂をアドバイスする。
7. 国会本会議は投票によって法律案を承認する。

#### **第 56 条 法律案の承認**

国会の本会議における法案の採択承認は、秘密投票あるいは公開投票によっておこなう。会議に参加している国会議員の多数の賛成を獲得した場合にその法律は承認されたとみなす。

### **第 6 章**

#### **国家主席による法律の公布**

#### **第 57 条 国家主席への法律の提案**

国会常務委員会は、国会本会議の日から数えて 20 日間以内に国会の承認した法律を国家主席にたいし公布の検討のため提案する。

#### **第 58 条 国家主席の検討**

国家主席は、国会から法律を受取った日から数えて遅くとも 10 日以内に法律公布の国家主席令を發布することを検討する。その期間内に、国家主席は、国会常務委員会にたいし再検討を提案する権限

を有する。もし国会が、該当の法律を以前のまま合意、保証する場合には、国家主席は、国会常務委員会から保証書類を受取った日から数えて15日以内に公布しなければならない。

## 第IV編

### 法律より下位の法令の起草

#### 第1章

#### 国会と国会常務委員会の決議の起草

##### 第59条 国会決議

国会決議とは、国会本会議において検討された、国会の権限と役割の範囲にある国家の経済社会開発、国家の予算案、法律の執行、それ以外に関係する、何か一つの問題についての合意である。

##### 第60条 国会決議起草

国会決議は、国会官房と関連の委員会と調整の上、国会本会議の事務局が起草者となる。国会の決議草案については、本法の8条に定めにしたがい、ウェブサイト、印刷物、その他の方法で掲載する必要はない。

決議草案が完成したのち、事務局はそれを国会本会議に承認のために提案する。

国会決議は、国民議会法の定めに従って承認される。

##### 第61条 国会常務委員会決議

国会の常務委員会決議とは、国会常務委員会会議の検討に付された、国会決議の執行、憲法、法律の執行についての追跡審査、憲法、法律の解釈、その他に関係する、国会常務委員会の権限と役割の範囲にある何かしらの問題についての合意である。

##### 第62条 国会常務委員会決議の起草

国会常務委員会決議は、国会官房あるいは国会の関連する委員会が起草を担当する。国会常務委員会決議は、本法の第8条の定めにしたがってウェブサイト、印刷物、その他の方法で掲載する必要はない。

決議の草案が起草終了ののち、国会常務委員会に検討、承認のために提案する。

国会常務委員会決議は会議に参加した委員の数の半数以上の賛成が得られたときに有効となる。

## 第2章

### 国家主席令の制定

#### 第63条 国家主席令

国家主席令（ラッタバンニャット）とは、法律より下位の法令であり、社会関係の変更や法律のある条文の変更について原則、規則、措置をさだめるもので、国会常務委員会の提案に従って、国家主席が発布する。

#### 第64条 国家主席令の草案起草・提案する権限を有する組織

国家主席令の草案起草・提案する権限を有する組織は、本法の18条に定めのあるように、法律の草案起草と提案をする権限を有する組織と同じである。

#### 第65条 国家主席令の草案起草

国家主席令の草案起草は、本法の第III編の定めのとおり、法律の草案起草と同じ手順でおこなう。ただし、第1章、第5章、第6章に定めている手順は除外する。国会常務委員会が研究、検討合意のうえ国家主席に提案する。

法律のある条文の改正あるいは変更のために発布された国家主席令については、国会常務委員会は、次の国会本会議に検討、承認のために提案しなければならない。

## 第3章

### 政府令の起草

#### 第66条 政府令

政府令（ダムラット コーン ラタバーン）とは、内閣が以下の目的で発布する法令の一つである。

1. 国会決議の執行、国会常務委員会決議の執行、経済社会開発計画の執行、戦略計画の執行のため。
2. 未だ法律を作るだけの条件は持ち合わせないものの、国家と経済社会の保護における要求要望に応えるために、ある分野の社会関係の変更をするため。
3. 省庁ほか政府に属する組織の組織と活動をさだめるため。

それ以外に、法律のある条文の内容を拡大し、説明し、より理解しやすく、法律の執行を統一的にするために、あるいは法律が特定の規則をつくることを規定している場合に、内閣は法律執行令を發布する。

## 第 67 条 政府令の起草計画

内閣は、省庁、政府に属する組織からの提案に従い、あるいは内閣自身の案にしたがって、政府令の起草計画を定める。

省庁、政府に属する組織は、自分の組織の年間の政府令起草計画を作り、内閣府官房に毎年9月1日前までに提出する。

## 第 68 条 政府令の起草

政府令の起草にあたっては、本法に定めのあるように法律の草案起草と同様におこなう。

ただし本法の66条1項と3項に定めのある政府令については、政府令による影響評価書は必ずしも必要なく、また司法省への提案も必要ない。ただ一方66条3項に定めのある政府令については、内務省に意見を求めるために提案する。

# 第 4 章

## 政府決議の制定

## 第 69 条 政府決議

政府決議とは、政府の責任下にある、国家経済社会開発計画、国家予算計画、その他の、政府（内閣）定例会議において検討したなにかしかな問題についての合意のことをいう。

## 第 70 条 政府決議の起草の手順

内閣府は、以下の手順にしたがって政府決議の草案を起草する。

1. 国家経済社会開発計画、国家予算計画、法律、その他法令の執行状況について現状を研究し、情報を聴取する。
2. 関係する組織等と調整の上、意見を聴取し、草案を起草し、内閣定例会議に検討のために提案する。
3. 政府決議は、本法の8条に定めのあるように、ウェブサイト、印刷物あるいはその他の方法で掲載を行なう必要はない。

## 第 71 条 政府決議の検討

政府決議の草案の完成後、内閣府は内閣定例会議に検討承認のために提案する。  
政府決議は、ラオス国政府法の定めにしたがって承認採択される。

## 第 5 章

### 命令、決定、通達の制定

## 第 72 条 命令

命令（カムサン）とは、自身の権限と役割の範囲内において、個人あるいは組織に、計画、法律、国家主席令、その以外の法令とそれ以外の問題等を履行させるために関係する国家の組織の長が発布する法令の一つである。

## 第 73 条 決定

決定（コートックロン）とは、自身の権限と役割の履行のため、あるいは上位組織の法令の拡大、履行のために、関係の国家組織の長が発布する法令の一つである。

## 第 74 条 通達

通達（カムネナム）とは、国家経済社会開発計画、国家予算計画、法律、その以外の法令、計画やその他の業務を履行させるために、国家組織の長が発布する法令の一つであり、通達のなかで、理解、方法、手順、乗物備品の使用、履行の時間の規定、調整、その他について指示をする。

## 第 75 条 首相の命令と決定の起草

内閣府は、関連の組織と調整して、首相命令を起草し、その後首相に検討のために提案する。  
首相決定の起草については、内閣府は関連の組織と調整して、首相に検討のための提案をする前に、草案と共に首相決定の影響評価書を本法の第 8 条に定めるとおりウェブサイト、印刷物、あるいはその他の方法で掲載する。

## 第 76 条 省、政府機関の命令、決定、通達

省、政府機関の官房あるいは関連の局は、自分の機関の部課、あるいは法制局の参加を得て、関連の組織と調整の上、大臣あるいは政府機関の長の命令と決定を起草し、その後大臣、該当の組織の長に検討のために提案する。

一方、省、政府機関の通達の起草については、自分の機関の部課、あるいは法制局の参加を得て、大臣、政府機関の長に検討のために提案する前に、その草案を該当の通達の影響評価書と共に、本法の第8条に定めるとおりウェブサイト、印刷物、あるいはその他の方法で掲載する。

## **第77条 県知事、都知事、郡長、中心市長の命令、決定、通達の起草**

地方自治体の事務局、部局が、関連の機関、その選挙区の国会議員役員と調整のうえ、県知事、都知事、郡長、中心市長の命令、通達を起草し、その後、県知事、都知事、郡長、中心市長に検討のため提出する前に、県、都の司法局、郡、中心市の司法事務所に審査と意見聴取のために提案する。

一方県知事、都知事の決定の起草については、関連の機関、該当の選挙区の国会議員役員と調整のうえ、県、都の司法局の審査を得て、その決定の草案を影響評価書と共に本法の第8条に定めるとおりウェブサイト、印刷物、あるいはその他の方法で掲載する。

郡長、中心市長の決定の起草については、関連の機関の調整と、郡、中心市の司法事務所の審査を経て、地方の印刷物に掲載する、または郡、中心市の役場、村役場、人の集まる場所に掲示し、市民が意見を提案できるようにする。

## **第6章**

### **村規則の制定**

## **第78条 村規則**

村規則とは、自分の権限と役割の範囲において、政府の上位組織の法令等の履行のため、あるいは治安と平穏維持のために、村行政組織が発布する法令の一つである。

## **第79条 村規則の起草と承認**

村行政組織が村規則の草案を起草し、村人と相談のために村会議に提案し、その後意見に従って改訂をする。

村人の意見に従い村規則の改訂をしたのち、村行政組織は、その草案を郡行政組織、中心市行政組織に提出し、郡、中心市の司法事務所の意見聴取後、検討承認される。

承認された村規則は、村人の理解と履行のために、村人に対し掲示また普及伝達されなければならない。

## **第V編**

### **発効、普及印刷、解釈**

## **第80条 法令の発効**

公布された憲法、法律と国家主席令は、官報に掲載された日から数えて15日の後に発効する。

それ以外の法令は、官報に掲載された日から15日の後に発効する。ただし郡、村のレベルの法令はその限りでなく、地方の印刷物に掲載することができる、または一般市民が簡単にアクセスできる方法で掲示することができる。

公布された法令原本は、公布された日から数えて5日以内に関係の国家組織に送られなければならない。該当の組織は、その法令を、法令を受取った日から数えて10日以内に官報に掲載しなければならない。ただし必要があるか緊急の法令の場合は、公布の日すぐに発効するが、その後官報に掲載をしなければならない。

この法律の以前に発効した法令については、その法令の起草責任組織は、自分の責任下にあるその法令を、2013年1月1日から数えて2年間以内に関連の国家組織に送り、官報に掲載しなければならない。もしその期間内に官報に掲載されない法令は以降効力がないとみなす。

## 第81条 法令の遡及施行

法令は、場合により遡及して、あるいは遡及せずに施行する。

法令は、関連の法令の中で定めた場合にのみ遡及して施行する。

法令は以下の場合には遡及施行できない：

1. 新しい法令に定められた法律上の責任が、それまでの既存の法令には定められていなかった場合。
2. 法律上の責任において、すでに施行している法令の責任の段階よりも、より高い責任の段階を定めた場合。

刑法をのぞき、法律の不遡及の原則の例外を認めるには、合理的な理由があり、必要な目的を達成するためで、そして関係者のための適切に公正な利益がある場合に限られる。

法律が遡及施行したことにより、国家が他人の資産を受取ることになった場合には、国家は規則に従い、補償しなければならない。

## 第82条 官報と責任組織

官報<sup>4</sup>とは、政府の公式な書類であり、公布された法令を掲載し、一般市民に知らせ、また履行させるためのものである。

官報は、電子的な媒体あるいは紙の印刷物として作成されることができる。この官報の責任をもつ国家組織は、公布された法令を官報に掲載する役割をもつ。

## 第83条 法令の印刷と普及

---

<sup>4</sup> 法制法の施行にあわせて、司法省がWEBと司法省の新聞紙上で開始した Official Gazette. [www.laoofficialgazette.gov.la](http://www.laoofficialgazette.gov.la)

法令を起草した組織は、公布され施行された法令の複写を印刷し、各分野、中央、県、都の組織に送付し、それぞれの組織は、組織内部で複写し、中央から地方まで送付しなければならない。

地方行政組織が制定した法令については、自分の組織の上部組織に報告のために送付し、その後複写を該当の地方内の各組織に送付する。

法令を制定した組織、中央組織、地方組織は、その法令の研究、広報、普及を様々な形式、方法で行なう役割を有する。同時に少数民族の言語でも広報、普及をおこない、その法令の履行に良い成果をもたらすようにする。

## **第 84 条 法律の解釈**

もし法律のなにかの規定あるいは条文記載が明確でない、あるいは矛盾する場合には、その規定あるいは条文記載の解釈を国会常務委員会に提案し、その解釈をおこなう。

国会常務委員会は、該当の法律の規定あるいは条文の解釈について決議を発行する。

法律以外の法令については、該当の法令を制定した組織が、説明文書を発行する。

## **第 VI 編**

### **法令制定の正当性の追跡審査**

## **第 85 条 追跡審査の目的**

法令制定の追跡審査の目的とは、公布され、施行された法令が、憲法、法律とその他の法令に整合し、法令制度の中で関連しあうように保証するためである。

## **第 86 条 追跡審査する組織**

追跡審査をする組織は、法令を制定した組織の上部組織であり、上部組織は自分の権限と責任の範囲において、下部組織の法令の制定を追跡審査する権限を有する。すでに公布され施行された法令が、憲法、法律、あるいはその他の法令と矛盾があると見られるときには、上部組織は、その法令の全部あるいは一部を一時中止あるいは廃止をする権限を有する。

## **第 87 条 国会の追跡審査**

国会は、国家組織のすべてのレベルの法令の制定について追跡審査する組織である。

国会本会議は、国会常務委員会、国家主席、政府、首相、最高人民裁判所長官、最高人民検察庁長官、ラオス建国前線と中央大衆組織の制定した法令で、憲法、法律に矛盾がある法令の全部あるいは一部を、上記の組織と個人からの提案に基づき、廃止する権限を有する。

国会常務委員会は、政府、最高人民裁判所長官、最高人民検察庁長官、ラオス建国前線と中央大衆組織の制定した法令で、憲法、法律と矛盾がある法令の全部あるいは一部の執行を一時中止命令する権限を有し、その後国会本会議にその法令の廃止を提案できる。ただし人民裁判所と人民検察庁の事件訴訟にかかる法令を除く。

もし地方行政組織の法令が、憲法あるいは法律と矛盾する場合には、内閣に対し、その法令の施行の一時中止命令を提案する。

### **第 88 条 法令の履行の追跡審査**

法令を制定した責任組織は、自分の責任下にある法令の履行の追跡審査をする役割を有する。もし、条文の一部が他の法令と矛盾する、経済社会の状況と整合しない、あるいはラオスが批准した国際条約あるいは国際契約と矛盾すると見られる場合には、その組織が解決のための検討をする、あるいは上部組織にその条文の改訂、中止あるいは廃止を検討提案する。

### **第 89 条 法令の中止あるいは廃止の提案**

個人、法人あるいは組織が、すでに施行された法令の条文の一部が他の法令、あるいはラオスが批准した国際条約あるいは国際契約と矛盾すると見られるとき、司法省あるいは本法の 86 条、87 条に定められている追跡審査する組織に検討を提案する。

### **第 90 条 法令の履行の評価**

法令を制定した責任組織は、これまでの期間の当該の法令の履行状況を評価し、不整合、隙間がある、影響がある、履行できない等の問題について解決を図る。

## **第 VII 編**

### **最終規定**

### **第 91 条 履行**

国会、政府、国家主席府、最高人民裁判所、最高人民検察庁、ラオス建国前線、中央大衆組織と地方行政組織は、本法律を厳密に履行する役割を有する。

### **第 92 条 発効**

本法は、ラオス人民民主共和国国家主席が本法の施行国家主席令を發布した日から 180 日の後に発効する。

本法に矛盾する規定、条文はすべて無効となる。

---

翻訳：川村仁／JICA 法律人材育成強化プロジェクト長期専門家

本翻訳はプロジェクトのための内部資料として試訳したものであり、内容についてその正確性や用語の定義について保証するものではありません。